

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
パナソニック環境 エンジニアリング 株式会社	代表取締役 小野 勝	国土交通大臣許可 (特-2)第 10668 号	大阪府吹田市垂水町 3 - 2 8 - 3 3

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 7 年 2 月 19 日から令和 7 年 5 月 18 日まで (3 月)
指名停止の理由	必要な実務経験を満たさず、不正に資格を取得した者を、営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場の主任技術者等として配置していたとして、近畿地方整備局より営業停止処分を受けたため。 ※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 20 号（建設業法違反行為） 同要綱の取扱い別表第 2 関係 5 の（2）付属の表内 2 の（2）（営業停止処分を受けたとき）

□